

平成29年度



安全報告書



IR いしかわ鉄道株式会社

目 次

ごあいさつ

I. 安全の基本の方針と安全目標

1. 安全綱領	1
2. 安全行動指針	1
3. 平成29年度 安全目標	2
4. 安全行動指針の具体的な取組み	2

II. 安全管理体制

1. 安全管理体制	3
2. 管理者の役割	3
3. 安全管理体制の強化	4
(1) 「安全の日」の制定	4
(2) 安全推進会議	4
(3) 安全統括管理者との安全ミーティング	4
(4) 安全衛生委員会	4
(5) 安全ミーティング	4

III. 鉄道運転事故等発生状況

1. 鉄道運転事故	5
2. インシデント	5
3. 輸送障害	5

IV. 輸送の安全確保の取組み

1. 事故防止の取組み	6
(1) P D C Aの取組み	6
(2) 「安全診断チーム」	6
(3) 気がかり事象の提出懇意と活用	6
2. 社員の教育・訓練	7
(1) I Rいしかわ鉄道 総合事故対応訓練	7
(2) 合同訓練会及び意見交換会の実施 (I Rいしかわ指令所)	7
(3) 現車・走行訓練 (運転センター)	8
(4) 他社との合同訓練会の実施 (車両・運転センター)	8
(5) 応急処置訓練の実施 (車両・運転センター)	8
(6) 日本貨物鉄道脱線復旧訓練の参加 (車両)	9
(7) 西日本旅客鉄道脱線復旧訓練の参加 (車両)	9
(8) 協力会社との除雪車脱線復旧訓練 (施設センター)	9

(9) 錬成道場での訓練参加（電気センター）	10
(10) 駅係員の信号取扱い訓練（津幡駅）	10
(11) 伝令法訓練（運輸課）	10
 3. 資質管理	11
(1) アルコール検知器の使用	11
(2) 運転士の眼鏡確認	11
(3) S A S の対応	11
(4) 乗務員の定期研修及び技能確認	11
(5) 新任車掌・運転士のフォローアップ研修	11

V. 安全対策

1. 踏切の安全対策	12
(1) 障害物検知装置	12
(2) 踏切遮断不良検知装置	12
(3) 踏切支障報知装置	12
2. 車両の安全対策	13
(1) 車内非常ボタン（S O S ボタン）	13
(2) 先頭車間転落防止ホロ	13
(3) 車両異常挙動検知システム	13
(4) 運転状況記録装置	13

VI. ご利用の皆様、沿線の皆様とともに

1. お客様との連携	14
(1) 踏切事故防止啓発活動	14
(2) 踏切非常ボタン操作体験	14
(3) A E D の設置	14
2. お客様へのお願い	15
(1) 踏切でのお願い	15
(2) 車内でのお願い	15
(3) ホームでのお願い	15
3. 安全の取組みに対するご意見のご連絡先	16

ごあいさつ

平素はIRいしかわ鉄道をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、平成27年3月14日の北陸新幹線金沢開業と同時に西日本旅客鉄道株式会社から経営分離された金沢～俱利伽羅間の運行を開始しました。

3年目を迎えた平成29年度は、「輸送の安全こそが最も重要なサービス」であるとの認識を第一に、「ご利用いただいている現在のお客様を徹底して大切にする」との意識を持ちながら、全社員に安全に関する行動規範である「安全綱領」、「安全行動指針」の更なる浸透を図ってまいりました。

また、平成29年3月13日には、開業時からあいの風とやま鉄道に委託していた運行管理業務について、分離・切り換えを行い、当社において独自に同業務を開始し、鉄道事業者として迅速かつ的確に対応できる運行体制を築くことができました。

平成30年度においても、輸送の安全と安定運行の確保はもとより、お客様への「安全・安心」を更に確実なものにするため、事故・労災等の異常時対応能力の向上に取組むとともに、「安全行動指針」の具体的な取組みにも掲げているP D C A（P：計画、D：実行、C：確認、A：改善）サイクルを活用し、「気がかり事象」の提出等、会社をあげて、安全を最優先する安全意識のさらなる高揚を図ってまいります。

さらに、お客様視点に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域イベントに合わせた臨時列車の運行、パーク＆ライドの推進などの利用促進、旅行商品の企画販売など関連事業の展開等に取り組んでまいります。

今後とも「安全対策に終わりはない」ことを常に意識しながら、日々「地道にコツコツ」と安全性の向上に努め、全社員が一丸となってお客様に安心してご利用いただける鉄道会社を目指してまいります。地域、利用者の皆様には引き続き温かいご声援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



IRいしかわ鉄道株式会社

代表取締役社長 七野 利明

I . 安全の基本的方針と安全目標

1. 安全綱領

- ① 安全の確保は、輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は、安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は、安全の要件である。

2. 安全行動指針

私たちは、お客様のかけがえのない尊い命をお預かりしている責任を自覚し、「安全こそ最大の使命」との決意のもと、その礎として「安全行動指針」を定めます。

- ① 規程類を遵守し、安全・正確な輸送を提供します。
- ② 基本動作の実行、確認の励行と連絡を徹底します。
- ③ 知識、技能の向上のため、教育・訓練を実施します。
- ④ 組織や職責を越えて一致協力します。
- ⑤ 鉄道施設・車両状態を的確に把握し、機能を維持します。

I. 安全の基本の方針と安全目標

3. 平成29年度安全目標

「重大事故ゼロ・重大インシデントゼロ」の継続

平成27年3月開業以来の安全目標「重大事故ゼロ・重大インシデントゼロ」を継続し、全力で取り組んでまいりました。

4. 安全行動指針の具体的な取組み

日常業務に潜む「慣れ」を払拭し、「地道にコツコツと取組む活動」の定着による安全レベルの向上

<1> 安全風土の構築

- ① 「気がかり事象」の取組みの進化
- ② P D C A 展開による社員意識のレベル向上
- ③ 事故・災害等、異常時対応能力の向上
- ④ 「他山の石」等事例の活用再発防止
- ⑤ 「報告・連絡・相談」の徹底によるコミュニケーションの定着
- ⑥ 人材育成、技術の伝承

<2> 安全性向上の推進

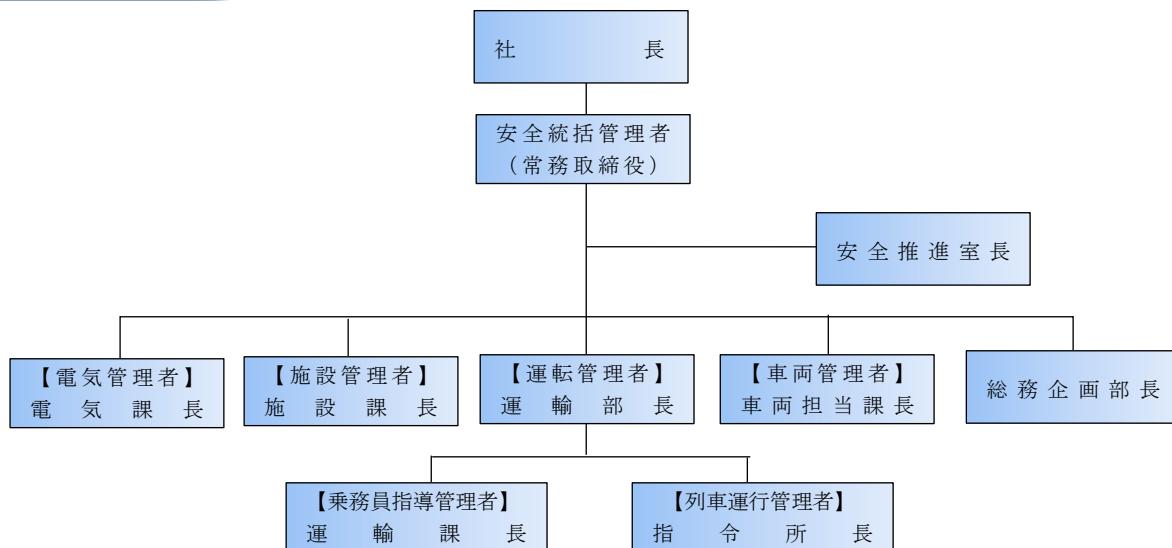
- ① 駅設備の点検強化とお客様のホーム上の安全確保
- ② 不具合シートによる迅速な車両保守
- ③ 鉄道設備検査実績の確実なトレースで機能の維持

II. 安全管理体制

鉄道事業法に基づき、安全管理体制を確立し、輸送の安全水準の維持および向上を図ることを目的として、平成26年10月1日に鉄道安全管理規程を制定しました。

同規程では、鉄道事業における輸送の安全を確保するため、「鉄道安全規範」・「安全行動指針」をはじめ、社長が選任した安全統括管理者のもと、安全を推進し管理する社内の体制や各部門の責任者の役割・権限などを定めています。

1. 安全管理体制



2. 管理者の役割

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ○社 長 | 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 |
| ○安全統括管理者 | 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。 |
| ○安全推進室長 | 安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全確保に関する事項を推進する。 |
| ○運転管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。 |
| ○施設管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。 |
| ○電気管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、電気に関する事項を統括する。 |
| ○車両管理者 | 安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。 |
| ○乗務員指導管理者 | 運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。 |
| ○列車運行管理者 | 運転管理者の指揮の下、指令業務に関する事項を管理する。 |
| ○総務企画部長 | 設備投資、人事、財務に関する事項を統括する。 |

II. 安全管理体制

3. 安全管理体制の強化

<1> 「安全の日」の制定

会社をあげて「鉄道の安全」を最優先する意識の高揚を図るために、毎月 14 日を「安全の日」と定め、社長から全員朝礼の場で、安全の日の訓示と各管理者から当月の安全重点取組み項目を全社員へ伝達しています。



<2> 安全推進会議

社長、安全統括管理者及び各系統別の管理者が出席し、月 1 回開催しています。

この会議では、当社で発生した輸送障害等の発生状況、他鉄道会社で発生した事故の要因及び事故防止対策や「気がかり事象」を審議し、関係各センターで情報の水平展開を図り、安全管理体制の向上に努めています。

<3> 安全統括管理者との安全ミーティング

毎月 14 日の「安全の日」では、安全統括管理者を中心に各系統の管理者が出席し、安全の取組み状況や課題について共有するために、安全ミーティングを実施しています。

<4> 安全衛生委員会

産業医を交え、月 1 回の安全衛生委員会を開催し、労災に関する気がかり事象のリスクの見積の実施や、労働安全・衛生に関する重要事項、職場環境の改善等を審議し、社員の健康管理や労働災害防止に努めています。

<5> 安全ミーティング

各センターでは、毎月 1 回安全ミーティングを開催し、自箇所から提出された「気がかり事象」の周知及び対策の検討を図るとともに、P D C A の取組み状況や、前月の振返り、また翌月の目標について社員の意見を取り入れながら P D C A サイクルを展開しつつ共有化しています。

III. 鉄道運転事故等発生状況

1. 鉄道運転事故

鉄道運転事故とは、法律により国土交通省に報告することが定められている事故のことで、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故をいいます。

平成 29 年度は踏切障害事故が 1 件発生しました。

2. インシデント

「インシデント」とは、鉄道運転事故には至らなかったものの鉄道事故が発生する状況であったと認められる事態をいいます。

平成 29 年度は、インシデントは発生していません。今後も引き続きインシデントの発生防止に努めてまいります。

3. 輸送障害

平成 29 年度に当社管内で発生した輸送障害は次の 12 件でした。

雨運転規制	線路設備災害	信号通信設備災害	その他災害
3 件	2 件	1 件	6 件

【雪による輸送障害内訳】

線路設備災害 ポイント不転換 2 件

その他災害 倒竹木、列車の起動不能等による災害 6 件

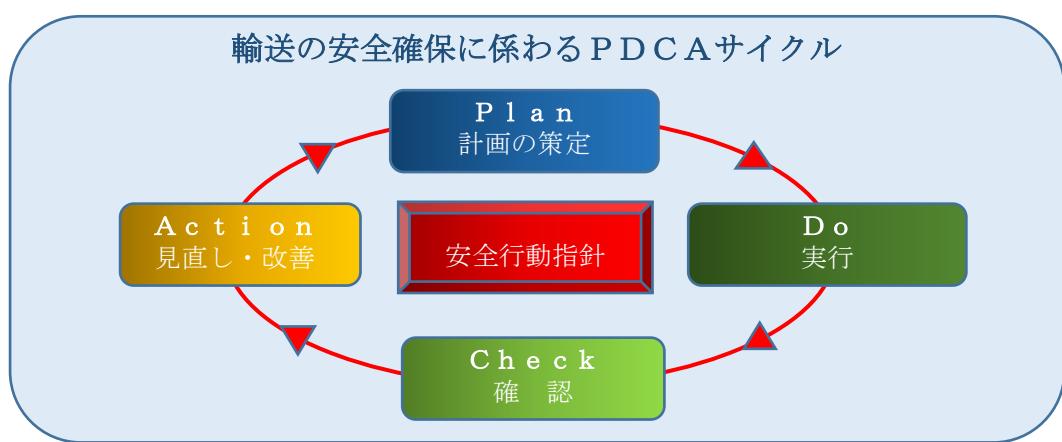
※ 「輸送障害」とは、鉄道における輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のもので、列車の運転を休止したもの又は、旅客列車にあっては 30 分以上、旅客列車以外の列車については 1 時間以上の遅延を生じたものなどをいいます。

IV. 輸送の安全確保の取組み

1. 事故防止の取組み

〈1〉 PDCAの取組み

「安全行動指針」を柱に毎月の安全に関する取組実施項目を定めて、PDCA手法に基づいてチェック（確認）を行い、実行出来なかった項目について、アクション（改善・見直）を図り、翌月への計画プランに反映し、継続的に安全性向上に取組んでいます。



〈2〉 「安全診断チーム」の設置

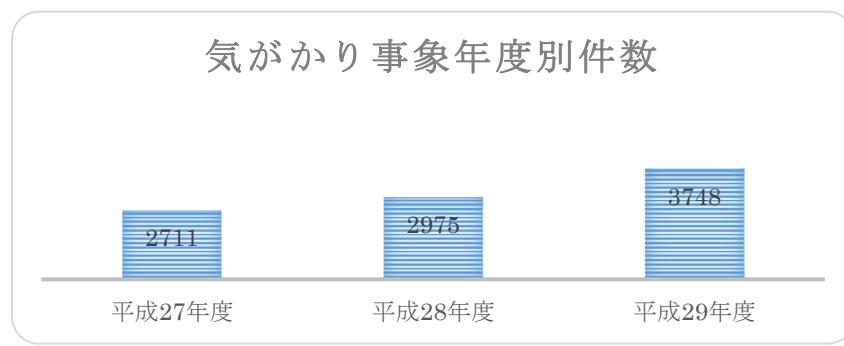
PDCAサイクルの推進策として、平成29年度は、「安全診断チーム」を設置し、他箇所のPDCAサイクルの進捗状況を四半期に1度、相互に診断することにより、PDCAサイクルの実行度を向上させ、安全レベルの向上を目指しています。

〈3〉 気がかり事象の提出の懇懃と活用

全社員が業務中に気になった事象や、ヒヤリハットなどの事故の芽情報を「気がかり事象」として提出し、各部門が工夫を凝らした方法・手法により水平展開を行ない、その原因や対策を実行し、事故防止を図っています。

平成29年度は、全社員が参加し3,748件の「気がかり事象」が提出され、全ての案件について、対策やコメントを社員に返しています。

これにより社員一人ひとりの安全意識の向上を図っています。



IV. 輸送の安全確保の取組み

2. 社員の教育・訓練

各部門では、年間訓練計画に基づき、定期的に訓練及び教育を行っています。

<1> IRいしかわ鉄道 総合事故対応訓練 H29.11.17

IRいしかわ鉄道車両基地において、総合事故対応訓練を実施しました。金沢地方を震源とする震度7の地震発生により、走行中の車両が脱線し停車した想定で訓練を行い、対策本部の設置、併発事故の防止、負傷者及び救護誘導、正確な情報伝達及び復旧体制の確立を目的に実施しました。



＜お客様救護訓練＞



＜運転士による列車防護訓練＞

<2> 合同訓練会及び意見交換会の実施

【IRいしかわ指令所】定期的

IRいしかわ指令所では異常時対応のレベル向上のため、異常時を想定した訓練を年4回実施しています。各センターと系統を越えた訓練を実施し、取扱いにおける共通認識や問題点等を洗い出して、実場面で生かせるように検討を行っています。

合同訓練を実施する事により、他系統等との意思疎通も図れ、コミュニケーション力のアップにも繋がりました。

また、運輸指令では現場・指令間相互の理解と更なる連携強化を目的に意見交換会を行なっています。平成29年度は津幡駅・各センター・あいの風とやま鉄道指令、西日本旅客鉄道七尾指令、ジェイアール西日本金沢メンテックと年間計8回実施しました。



＜訓練室での運輸指令と設備指令＞



＜車掌と運輸指令との無線交信＞

IV. 輸送の安全確保の取組み

〈3〉 現車・走行訓練 【運転センター】 H29.11.28～30

運転センターでは、乗務員の異常時対応のレベルアップの向上を図るために、実際に試運転列車を走行させ、施設センターの協力のもと、沿線で赤旗を振ってもらい停止できるかの訓練、人身事故対応訓練、列車防護訓練、ホームでの旅客の異常時対応訓練を実施しました。



〈施設センター社員の赤旗の現示〉

〈4〉 他会社との合同訓練会の実施

【車両・運転センター】 H29.6.13

西日本旅客鉄道金沢運用検修センターとの共同基地使用による西日本旅客鉄道及びジェイアール西日本金沢メンテックとの合同訓練を行いました。日々の分割併結作業による問題点等を洗い出し、基本動作の確認を行いました。他会社との意思疎通も図れ、コミュニケーション力のアップにも繋がりました。



〈他会社との合同訓練の様子〉



〈分割併結訓練〉

〈5〉 応急処置訓練の実施

【車両・運転センター】 H29.12.7～8

車両及び運転の知識・技能の向上を目指し、車両修繕業務を委託している西日本旅客鉄道の主催する応急処置訓練等に参加をしています。IRいしかわ鉄道線では、他会社の車両が直通運転をしているため、車両故障が発生した場合、他会社の車両による救援を余儀なくされるため、異車種併結訓練を実施し、車両技術及び乗務員の知識向上を図りました。



〈西日本旅客鉄道との合同訓練の様子〉

IV. 輸送の安全確保の取組み

〈6〉 日本貨物鉄道脱線復旧訓練への参加

IRいしかわ鉄道線を使用しているJR貨物車両の脱線を想定しての訓練に参加しました。実際に電気機関車を脱線させ、安全第一の早期復旧を目指し、作業員の連携による復旧作業を確認しました。

【車両】H29.5.25



〈電気機関車脱線復旧訓練・富山貨物駅〉

〈7〉 西日本旅客鉄道脱線復旧訓練への参加

IRいしかわ鉄道線を運行している、JR西日本特急車両の脱線復旧訓練に参加しました。

IR521系車両と構造が違い、実際に脱線した時の復旧機材や復旧要領を確認しました。

【車両】H29.7.3



〈68系特急電車脱線復旧訓練の様子〉

〈8〉 協力会社との除雪車脱線復旧訓練

協力会社である大鉄工業と合同で、異常時対応のレベル向上のために春及び冬期前に、冬装備の除雪車の脱線復旧訓練を実施し機器等取扱いにおける共通認識や、問題点等を共有化することにより、異常時の早期復旧に対する知識、技能の向上に努めています。

【施設センター】年2回実施



〈除雪車脱線復旧訓練の様子〉

IV. 輸送の安全確保の取組み

〈9〉 錬成道場での訓練参加

【電気センター】月1回

西日本旅客鉄道金沢支社金沢電気区の錬成道場（電力・信号の訓練センター）での訓練会へ毎月参加し、異常時対応訓練（高圧ケーブル復旧・軌道回路障害復旧・電気転てつ器障害復旧訓練・通信障害復旧訓練等）を実施し、障害発生時の早期復旧の為に若手社員の知識・技術の向上を図りました。



〈錬成道場での訓練の様子〉

〈10〉 駅係員の信号取扱い訓練

【津幡駅】月1回

日頃扱わない信号補助制御盤での信号取扱い訓練を定期的に実施し、知識・技能の向上とともに、若手社員の異常時対応能力の向上を目指しました。



〈信号補助制御盤での訓練の様子〉

〈11〉 伝令法訓練

【運輸課】H29.10.15

東金沢駅～森本駅間にて車両故障により前途運転不能となった場合の運転手続きについて、日本貨物鉄道金沢支店とIRいしかわ鉄道との連携・技術継承及び異常時対応能力の向上を目的に合同訓練会(机上)を実施し、会社間の境界線や無線機の取扱い、用語の確認等々、改めて理解を深めました。



〈日本貨物鉄道との伝令法訓練〉

IV. 輸送の安全確保の取組み

3. 資質管理

〈1〉 アルコール検知器の使用

運転士・車掌は乗務点呼の際にアルコール検知器による呼気濃度を測定し、酒気を帯びていないか、乗務員と当直助役が相互に確認し、厳正な管理を行っています。



〈2〉 運転士の眼鏡確認

動力車操縦者の運転免許の条件に「矯正眼鏡を使用すること」と記載されている運転士に対しては、乗務点呼で眼鏡の着用と、コンタクトレンズ使用の場合は予備眼鏡の所持を当直助役が確認をしています。

〈3〉 S A S の対応

運転士に対して、年2回のS A S（睡眠時無呼吸症候群）チェック表によりチェックを行い、簡易検査が必要と認めた場合には簡易検査を実施し、更に疑いがある場合には精密検査を行っています。また3年に一度は必ず簡易検査を実施し、S A Sによる事故の未然防止を図っています。

〈4〉 乗務員の定期研修及び技能確認

運転士・車掌は3年に一度定期研修と技能確認を実施し、定期研修では、運転業務の知識確認を行い、技能確認では、運転取扱いを確認しています。

〈5〉 新任車掌・運転士のフォローアップ研修

若手の車掌及び運転士の教育・訓練を充実させるため、新任から3ヶ月、6ヶ月目にフォローアップ研修を実施しています。

初心に立ち返る気持ちを忘れずに、乗務中に不安に思ったことや根拠がよく分からず不安に思っていることなどを解消し、職責の重要性について教育を行っています。

V. 安全対策

1. 踏切の安全対策



<1> 障害物検知装置

踏切における事故を防止するため、障害物検知装置を設置し事故防止を図っています。

障害物検知装置には、発光器と受光器間の光線が遮られることにより障害物を検知する光式と、踏切道面にループ状の電線コイルを埋め込み、自動車等の金属体を検知するループコイル式、また踏切全体をレーザーでスキヤンして感知する三次元レーザーレーダ式障害物検知装置があります。



<2> 踏切遮断不良検知装置

踏切遮断不良検知装置は、何らかのトラブルで遮断桿が完全に降下しない場合にそのことを検知して、踏切に設置している特殊信号発光器に赤（停止）を点滅させて運転士に知らせるものです。



<3> 踏切支障報知装置

踏切支障報知装置は、踏切異常の発生を運転士に知らせるもので、踏切内立ち往生時や異常を見た際にボタンを押していくことにより、踏切に設置している特殊信号発光器に赤（停止）を点滅させて運転士に知らせるものです。

V. 安全対策

2. 車両の安全対策



<1> 車内非常ボタン (SOSボタン)

車内で急病人や非常事態が発生した場合に、お客様から乗務員に通報できるよう、全車両に非常通報装置を設置しています。ボタンを押すことにより、ブザーが鳴動し、乗務員と直接通話ができます。



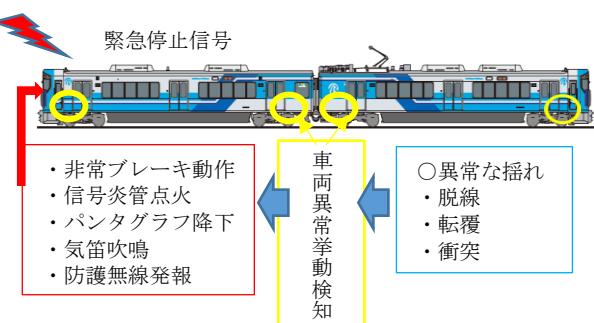
<2> 先頭車間転落防止ホロ

ホームのお客様が、誤って車両の連結部から軌道内に転落することを防止するため、車両の連結部には転落防止ホロを設置しています。



<3> 車両異常挙動検知システム

このシステムは列車の異常な揺れ（脱線・衝突）を感じ、自動的に列車を緊急停止させるシステムです。また、緊急停止信号を発信し、他の列車の運転士にも危険を知らせ、併発事故防止に努めています。



<4> 運転状況記録装置

運転状況記録装置とは、列車の運行に関するデータ（時刻・速度・位置・制御・ブレーキ・AT S動作等）を記録するもので、車両技術基準により設置が義務付けられています。

VI. ご利用の皆様、沿線の皆様とともに

1. お客様との連携

<1> 踏切事故防止啓発活動

春・秋の全国交通安全運動では、所轄の警察署と合同で、踏切を通行される方々にリーフレットを配布しながら踏切事故防止に向けた啓発を実施しました。また、沿線小・中学校訪問により生徒への踏切事故防止の注意喚起のご協力をお願いしています。



<2> 踏切非常ボタン操作体験

踏切に設置している踏切非常ボタンの模擬装置を実際にお客様に操作していただくことで、踏切における事故防止に向けた啓発を実施しました。



<3> AEDの設置

AED (Automated External Defibrillator: 自動体外式除細動器) は、心臓突然死から人命を救うため、心臓に電気ショックを与え心臓本来のリズムを取り戻す機器です。

当社では、東金沢駅、森本駅、津幡駅にAEDを設置しています。

AEDを使うことによって大切な命が救われる可能性が高まります。医療従事者以外の方でも使用が認められておりますので、もしもの場合はご利用ください。



VI. ご利用の皆様、沿線の皆様とともに

2. お客様へのお願い

<1> 踏切でのお願い

警報機が鳴り始めた時は

電車が接近しています。無理な横断は大変危険ですので、電車の通過を待ってから横断してください。

踏切内で車両等が立ち往生した時、又は踏切およびその付近で異常を発見した時は

非常ボタンを押してください。運転士に異常が知らされ電車が止まります。

※非常ボタンを押した時は、非常ボタンの下に掲示してあるフリーダイヤルにご連絡ください。

<2> 車内でのお願い

座席をご利用の際は

ひとりでも多くのお客様が座られるよう、座席は譲り合ってご利用ください。

優先座席付近では

混雑時は、携帯電話の電源をお切りくださいようお願いします。

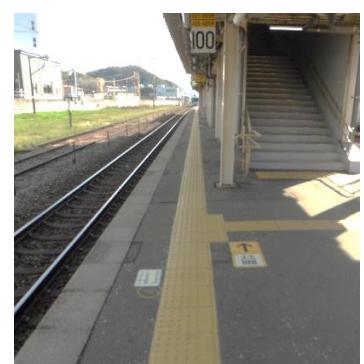
<3> ホームでのお願い

各駅ホーム点字ブロック付近では

目の不自由なお客さまのホームからの転落事故防止のため、各駅のホームに点字ブロックを設置しています。列車をお待ちの際には、点字ブロックの上に立ったり、お荷物を置かないようにしてください。

歩きながらの携帯電話のご使用は

ホームからの転落事故につながったり、電車や他のお客様と接触したりする恐れがあり大変危険ですので控えください。



●ホームで歩きながらや、電車に乗り降りする際のスマートフォンの操作は危険ですのでお止めいただけますようご協力をお願いいたします。
●線路に携帯電話機等を落とした場合は、車掌・運転士か駅員にご連絡下さい。
●駆除へ落りることは危険ですので、絶対に線路へ落れないようお願いいたします。

I Rいしかわ鉄道（株）

VI. ご利用の皆様、沿線の皆様とともに

線路内に物を落とされた時は

駅係員及び乗務員にお知らせください。線路内に下りることは、電車との接触事故につながる恐れがあり大変危険ですのでお止めください。

電車にご乗車される時は

整列乗車にご協力をお願いします。また発車間際の駆け込み乗車は転倒・転落に繋がるだけではなく、電車の遅れの原因となり他のお客様のご迷惑になりますのでお止めください。ホームには列車の編成に合わせて乗車位置が示されています。

不審物等を発見した時は

万一、駅構内や車内で不審物を発見した場合は、触れたり、臭いを嗅いだり、動かしたりせず、駅員又は乗務員にお知らせください。

不審者対策として、各駅に防犯カメラを設置。また、不審物対策として全面に透明パネルを配置した視認性の高いゴミ箱を各駅に配置しています。



3. 安全の取組みに対するご意見のご連絡先

安全報告書のご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

I R いしかわ鉄道株式会社

TEL 076-256-0560 FAX 076-256-0561 9:00～18:00 (土・日・祝を除く)

ホームページ URL : <http://ishikawa-railway.jp/>